



私の視点、私の感覚、私の言葉で参加します。

平成21年5月までに

裁判員制度

が始まります。

これから始まる！裁判員制度

Q & A (第4回)

Q 裁判員の守秘義務（秘密を守る義務）とはどのようなものですか？

A 裁判員は、「評議の秘密」を守らなければなりません。評議の秘密とは、非公開の評議で誰がどのような意見を言ったかということなどです。後で公にされるのでは、批判等をおそれて、自由な意見交換ができなくなるおそれがあるからです。

また、裁判員の仕事をする上で知った、事件と関係のない個人のプライバシーなどの秘密も、守らなければなりません。これらの秘密をもらす行為については罰則があります。

評議は、自由で活発な意見交換ができるように非公開で行います。

しかし、評議の後、誰がどのような意見を言ったかが公表されると誰も自由に意見を言えなくなりますので、評議の中味を公表しないことが大切です。これが「評議の秘密」です。

Q 裁判員候補者として裁判所から呼ばれる可能性はどのくらいなのですか？

A 愛媛県内における平成17年の裁判員制度の対象となる事件は37件でした。

県内の選挙権をもっている人の数が121万人（平成17年8月現在）ですので、仮に1事件につき裁判員候補者として50人が呼ばれるとすると、1年間で約640人に1人が裁判員候補者として呼ばれることになります。

Q 裁判員になったことでトラブルに巻き込まれますか？

A 裁判員の名前や住所などは公にはされません。

評議の際にどの裁判員がどんな意見を述べたかは、明らかにされません。

裁判員のみなさんの安全を確保するために、裁判員やその親族に対し、威迫行為をした者を処罰する規定が設けられています。

さらに、裁判員やその親族に危害が加えられるおそれがあり、裁判員の関与が非常に難しいようなごく例外的な事件は、裁判員が加わらず裁判官だけで裁判を行う配慮もされています。

Q 裁判は時間がかかるのではないですか？

A 実際の審理日数は、それぞれの事件の内容などにより異なりますので、一概には言えませんが多くは数日間で終わるのではないかと見込まれています。

国民のみなさんの負担をできるだけ軽くするような運用に努めていきたいと思えます。

詳しくは、松山地方裁判所ホームページ<http://www.courts.go.jp/matsuyama/>を参考にしてください。また、ホームページ内では、各種民事手続の手続案内を行っております。あわせてご覧ください。